

別紙

○ アメリカ合衆国産さくらんぼ生果実に関する植物検疫実施細則一部改正新旧対照表

改正後	現行
5 表示 告示6のこん包の表示は、それぞれ、次の様式によるものとする。 (ア) 輸出植物検疫終了の表示 (イ) 仕向地の表示 〔省略〕 FOR JAPAN $\frac{\downarrow 3.3 \text{ センチ}}{\uparrow \text{メートル以上}}$ ← 15センチメートル以上 → 又は FOR $\frac{\downarrow 7 \text{ センチ}}{\uparrow \text{メートル以上}}$ JAPAN $\frac{\downarrow 7 \text{ センチ}}{\uparrow \text{メートル以上}}$ ← 7センチメートル以上 →	5 表示 告示6のこん包の表示は、それぞれ、次の様式によるものとする。 (ア) 輸出植物検疫終了の表示 (イ) 仕向地の表示 〔省略〕 FOR JAPAN $\frac{\downarrow 3.3 \text{ センチ}}{\uparrow \text{メートル以上}}$ ← 15センチメートル以上 → 又は FOR $\frac{\downarrow 11.82 \text{ センチ}}{\uparrow \text{メートル以上}}$ JAPAN $\frac{\downarrow 11.82 \text{ センチ}}{\uparrow \text{メートル以上}}$ ← 8.5センチメートル以上 →